

報道関係者 各位

平成 23 年 5 月 19 日

【照会先】

医薬食品局食品安全部監視安全課

監視安全課長 加地

食中毒被害情報管理室長 温泉川

松岡（内線 4239）

石丸（内線 4240）

（電 話 代 表） 03(5253)1111

（電 話 直 通） 03(3595)2337

飲食チェーン店での腸管出血性大腸菌食中毒の発生について（第 9 報）

1. 有症者の発生状況

4 月 27 日以降、富山県、福井県等 2 県 2 市から発生報告があった飲食チェーン店「焼肉酒家えびす」での腸管出血性大腸菌食中毒事件の 5 月 19 日 16 時現在の有症者数は計 165 名、うち重症者は 22 名、死者は 4 名で、昨日から変化はありません。

自治体 名	有症者			現在の入院者 (重症者(再掲))			死亡者		
	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女
富山県	139	70	69	20(19)	8(8)	12(11)	3	1	2
富山市	21	12	9	1(1)	0	1(1)	－	－	－
福井県	4	3	1	1(1)	0	1(1)	1	1	0
横浜市	1	0	1	1(1)	0	1(1)	－	－	－
合計	165	85	80	23(22)	8(8)	15(14)	4	2	2

・[土] は前日からの増減分

・5 月 6 日以降、新たな発症者はいません。

1. 主な対応

(1) 4月27日、富山県が「焼肉酒家えびす砺波店」で腸管出血性大腸菌 0111 を病因物質として疑い、食中毒の発生を公表（共通食：焼肉（カルビ、ロース）、ユッケ等）、関係自治体において、原因究明調査（疫学調査及び細菌検査）及び被害拡大防止策などを実施しています。

その後関係自治体が「高岡駅南店」（富山県）、「福井渕店」（福井県）、「富山山室店」（富山市）、「横浜上白根店」（横浜市）についても食中毒の発生を公表しています。

「焼肉酒家えびす砺波店」4月27日営業停止処分、「駅南店」4月30日営業停止処分、「福井渕店」5月2日営業停止処分、「富山山室店」5月6日営業停止処分、「横浜上白根店」5月16日営業禁止処分。

「焼肉酒家えびす」は4月27日より生食用食肉（ユッケ）の販売自粛、4月29日から全店舗の営業自粛。

(2) 厚生労働省においては、関係情報の集約、国立感染症研究所の疫学専門家を現地に派遣する等原因究明調査の支援のほか、再発防止の観点から都道府県等における生食用食肉を取り扱う営業施設に対する緊急監視を行っています。

また、生食用食肉を提供する飲食店において、

- ・どの施設において適正な生食用の加工を行っているかを店内等に掲示し、
- ・営業者間の取引の際に衛生基準に基づく生食用の加工を行っているか否かを文書で確認するよう、

都道府県等に指導を依頼しています。